

令和8年度スクールミールなかむらみなみ厨房機器設備仕様書

本仕様書は、令和8年度スクールミールなかむらみなみ厨房機器設備について適用する。

1. 厨房機器・備品の購入

厨房機器類

夏季休暇期間中：マイコンスライサー、食缶類洗浄機

※ 購入する厨房機器、購入台数、機種それぞれの仕様については、別紙特記仕様書及び図面のとおりとする。

※ 製造、運搬、搬入据付、既存品撤去、既存機器廃棄処分、試運転調整及び立会い作業を含む。

2. 購入要件

- (1) 1日に1644食の調理提供に対応できる厨房設備であること。
- (2) 厨房機器等はドライ仕様とし、学校給食衛生管理基準を満たすものとする。
- (3) 機器の配置は別紙図面による。なお、配管、配線等接続の必要な機器は、設備業者と位置を確認の上据付すること。
- (4) 納入する厨房機器は、仕様書及び図面に示す内容と同等若しくはそれ以上の能力を有すること。
- (5) 厨房機器について、仕様書及び図面に示す例示品と異なる相当品を納入しようとする場合は、建築工事等に影響を及ぼすことの無い品とし、入札日7日前の正午までに質疑書を提出し、同等品承認を受けること。
- (6) 電気、水道等接続工事は、**落札事業者が実施し、これらに係る全ての費用は本件に含むものとする。**

3. 納入場所

四万十市不破上町1949番地1（中村南小学校敷地内）

スクールミールなかむらみなみ

4. 工期及び納期等

設置工事は、夏季休業期間中の令和8年7月21日～令和8年8月20日に実施し、設置内容は以下のとおりとする。

(設置内容)

マイコンスライサー（2台）入替、食缶類洗浄機（1台）入替

厨房機器等の工事内容、期間については、下記の通り実施すること。

令和8年7月21日～令和8年8月14日の間に設置工事を行い、電気、水道等接続が必要な機器及び調理に必要な機器は、試運転、試食を実施して、動作に支障がないことを確認のうえ、令和8年8月20日までに引き渡しを完了すること。

5. 搬入据付

- (1) 納入の際は、床・壁等の養生を受注者で行うこと。
- (2) 据付完了後、燃焼機器や高さ 1.0m 以上の機器については、作業性が損なわれない範囲で耐震固定または転倒防止措置を行うこと。
- (3) 運搬据付後の残材等は、受注者の負担において適正に処分すること。

6. 試運転調整及び現場説明

- (1) 試運転の際、故障・異常及び製品の損傷等を発見した場合は、受注者の責において速やかに修復すること。
- (2) 試運転時及び引渡しの際に、調理員に対し機器等の取り扱いについて十分に説明し指導すること。
- (3) 施設の供用開始から 2 週間程度は、作業に立会い指導すること。

7. 保証及びメンテナンス

- (1) 保証期間は、施設の供用開始から 1 年間とする。
- (2) 保証期間中に機器等に故障が生じた場合は、ただちに修理等処置対応を行うこと。
- (3) 定期的な保守点検が必要な機器については、施設の供用開始から 1 年間は、毎月 1 回受注者の負担により保守点検を行うこと。その際に簡易な保守点検を調理員が単独で出来るように指導すること。
- (4) 機器等が当初から製品不良であった場合や、据付工事の不良により所定の性能が発揮出来なかった場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検整備、改造、修理又は交換を行うこと。

8. 提出書類

提出書類	提出時期	備考
機器等の承認図	契約後速やかに	仕様書又はカタログ添付
納入工程表	〃	
搬入作業写真	完成時	
試運転調整報告書	〃	機器毎
納入完成写真	〃	
完成図面	〃	黒文字入り二つ折製本
取扱説明書	〃	日本語版
保証書	〃	機器毎

※完成時に必要な提出書類は、製本 1 部及び P D F 化し C D 又は D V D 1 部を提出すること。

9. 機器仕様に関しては、別紙に従うこと。